

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社ファンズコムテック	北海道札幌市北区百合が原1丁目187番地

2 指名停止措置期間

令和7年3月6日～令和7年4月5日（1ヵ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

株式会社ファンズコムテックは、北海道開発局が発注した「札幌公共職業安定所外構改修23建築その他工事」において、国が発注する請負金額八千万円以上（建築一式工事）であることから、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条により、工事現場ごとに専任の主任技術者を置くこととされているにもかかわらず、営業所における専任の技術者を主任技術者として配置した。このことが、建設業法第28条1項に該当するものとして、令和7年1月27日、北海道知事より指示処分を受けた。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第14号ロ（建設業法違反行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第14号ロ

措置要件	期間
(建設業法違反行為)	
14 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
イ 官庁営繕部の所属担当官	2ヶ月以上9ヶ月以内
ロ 官庁営繕部の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官	1ヵ月以上9ヵ月以内